

令和6年

富士川町議会
第2回臨時会会議録

令和6年4月19日 開会

令和6年4月19日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 6 年

富士川町議会 第 2 回 臨時会

令和 6 年 4 月 1 9 日

令和6年第2回富士川町議会臨時会

令和6年4月19日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第45号 令和6年度富士川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 常任委員会委員の選任について
- 日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

（追加日程）

- 日程第 1 副議長辞職の件
- 日程第 2 副議長の選挙
- 日程第 3 ひとつくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 4 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

2 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 宇田川 朱 恵 | 2 番 | 神 田 雅 也 |
| 3 番 | 依 田 誠 司 | 4 番 | 深 澤 一 幸 |
| 5 番 | 小 林 和 良 | 6 番 | 秋 山 仁 |
| 7 番 | 望 月 眞 | 8 番 | 小 林 有紀子 |
| 9 番 | 齊 藤 欽 也 | 10 番 | 青 柳 光 仁 |
| 11 番 | 鮫 田 洋 平 | 12 番 | 井 上 光 三 |

3 欠席議員

- 13 番 堀 内 春 美

4 会議録署名議員

- | | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 9 番 | 齊 藤 欽 也 | 11 番 | 鮫 田 洋 平 |
|-----|---------|------|---------|

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町	長	望	月	利	樹	副	町	長	早	川	竜	一										
教	育	長	古	屋	三千雄	会	計	管	理	者	河	原	恵	一								
教	育	次	長	秋	山	忠	政	策	秘	書	課	長	中	込	浩	司						
財	務	課	長	深	澤	千	秋	管	財	課	長	渡	辺	成	昭							
税	務	課	長	望	月	聡	防	災	交	通	課	長	長	田	博	幸						
町	民	生	活	課	長	原	田	和	佳	福	祉	保	健	課	長	遠	藤	悦	美			
子	育	て	支	援	課	長	一	之	瀬	三	千	産	業	振	興	課	長	望	月	奈	緒	美
土	木	整	備	課	長	山	形	謙	一	郎	都	市	整	備	課	長	井	上	勝	彦		
上	下	水	道	課	長	長	澤	康	教	育	総	務	課	長	小	林	恵					
生	涯	学	習	課	長	井	上	誠														

6 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	依	田	正	紀	
書						記	井	上	直	子

開会 午前10時00分

○議会事務局長（依田正紀君）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

臨時会に先立ちまして、堀内議長から欠席する旨の届出がありましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行うこととなっておりますので、青柳副議長、議長席をお願いいたします。

○副議長（青柳光仁君）

それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行うことといたします。

富士川町告示第38号をもって招集されました、令和6年第2回富士川町議会臨時会に、議員並びに町長をはじめ、執行部各位にはご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回富士川町議会臨時会を開会いたします。なお報道機関から写真撮影の申し出がありました。これを許可しましたので、ご了承願います。

これから、本日の会議を開きます。

○副議長（青柳光仁君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則127条の規定により9番齊藤欽也君及び11番鮫田洋平君を指名いたします。

○副議長（青柳光仁君）

日程第2 会期決定を議題といたします。

お諮りします。本日の臨時議会は、会期1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

○副議長（青柳光仁君）

日程第3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名および一部事務組合関係の報告などについては、お手元に配布したとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○副議長（青柳光仁君）

日程第4 議案第45号 令和6年度富士川町一般会計補正予算第1号について
町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 議案の提案理由朗読説明 —————

○副議長（青柳光仁君）

次に、議案第45号について補足説明を求めます。

財務課長 深澤 千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

それでは、議案第45号令和6年度富士川町一般会計補正予算第1号の補足説明をさせていただきます。タブレット4ページをお願いいたします。

（以下、専決処分書・令和6年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。タブレット7ページをお開きください。

（以下、令和6年度富士川町一般会計補正予算（第1号）事項別明細書朗読説明）

以上で、議案第45号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（青柳光仁君）

以上で、町長からの提案理由並びに、深澤課長の補足説明が終わりました。

これから議案第45号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 望月眞議員。

○7番議員（望月眞君）

一般会計補正予算について質疑を行います。予算の歳入歳出について特に質問はないですけれども、町は大変努力をしていただいて、賃借でなくて、貸借という形で増徳商業高校の体育館を借りるということで、大変ご尽力いただいたことに感謝しております。

貸借協定を結んだという理解をしておりますが、私達はその貸借協定についてまだよくわかってないので質問させていただきたいと思います。

まず一点目ですが、この貸借協定によって、何年間ぐらいこの体育館を借りることができるのか、について行います。年度年度を更新するのか。それとも何年間を見通してやっているのか、その辺をお願いします。

○副議長（青柳光仁君）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。本体育館につきましては1年契約でございますが、県がですね返還依頼がない場合には引き続き貸借できるように、県と協議を進めることによって、延長ができるというところの契約でございます。以上でございます。

○副議長（青柳光仁君）

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

二つ目の質問をお願いします。体育館を無料で借りるということでおそらく町民体育館も新設される前の、活用ができるんじゃないかということで、大変私は期待しているんですが、協定において体育館の活用における何というか縛りはあるのか、どうなのかを、例えば駐車場の土地はどうするのかとか、あるいは校舎周辺は使えないとか、そういったあるいは体育目的以外の集会や、あるいは行事等への活用できるのかどうか、その辺について縛りがあるのかどうかお聞きします。

○副議長（青柳光仁君）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。場所につきましては、体育館および駐車場を借りることとしております。ソフト場になっていました小さいグラウンドも借り受けることとしております。集会などのお話でございますが、体育館に防災カーテンがございますが、ちょっと劣化しておりますのでそちらを改修しないとできません。防火対象物としてその辺が必要となりますので、集会施設となりますと体育館を使う以外にもたくさんの経費がかかりますので、当面体育館施設のみの貸し出しということで考えたいというところでございます。以上です。

○副議長（青柳光仁君）

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

もう一点お願いします。警備については当然町がやっていくとなると思うんですが、この予算の中には警備に関する予算化もされてないわけですが、今後その辺はどう考えているのかお伺いします。

○副議長（青柳光仁君）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。警備につきましては当初予算でわかっておりましたので、計上させていただいて警備を入れることとしております。以上でございます。

○副議長（青柳光仁君）

7番 望月眞議員。

○7番議員（望月眞君）

最後の質問は大変失礼いたしました。私の認識不足でした。ありがとうございました。

○副議長（青柳光仁君）

他に、議案45号について質疑ありますか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは、今出されました議案について質問をさせていただきます。この予算73万5000円の内訳はですね、体育館の主に側というか、体育館を外から見たときに必要な費用なんですね。実際にこの体育館を使用すると、中の設備、場合によっては修繕、この辺の予算が入ってないんですけども、この辺はどのように把握されているの

か。お答えください。

○副議長（青柳光仁君）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。体育館は、借り受けてすぐに一度清掃をいたしました。不備があるところにつきましては、修繕料等で簡易修繕で対応できると、私どもは考えております。このことから、今回計上をしていないというところでございます。以上でございます。

○副議長（青柳光仁君）

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

二つ目です。実際に体育館を使用するとすると、用具が必要になります。この用具の予算も計上されておられません。この辺の用具の必要な経費をどのように考えているのか。

○副議長（青柳光仁君）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。用具につきましては他の町内にあります体育館から持ってきてまして、使用されていないところの体育館の備品を活用したいと考えておるところでございます。以上です。

○副議長（青柳光仁君）

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

最後の質問です。その用具はどのようなものがあるのか教えてください。

○副議長（青柳光仁君）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。バレーボールのポール並びにネット、あとはバトミントンのポール並びにネット、その辺が確認をしておるところでございます。バレーボールにつきましては先日確認いたしまして、ポールが支柱がですね、しっかり増穂商業の穴と合うということも確認をしておるところでございます。以上です。

○副議長（青柳光仁君）

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

以上で私の質問は終了します。

○副議長（青柳光仁君）

他に質疑ありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第45号について質疑を終わります。

これから議案第45号について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第45号について討論を終わります。

これから日程第4 議案第45号について採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

異議がありませんでしたので、議案第45号は原案のとおり可決されました。

それではここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○副議長（青柳光仁君）

それでは、休憩を解いて再開いたします。

○局長（依田正紀君）

先ほど休憩中に、青柳副議長より副議長の辞職願が提出されました。地方自治法第107条第1項により議長の職務を行う者がいないときは、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長を行うこととなっております。つきましては、井上光三議員が年長議員でありますので、井上光三議員に議長の職務をお願いいたします。井上光三議員、議長席にお願いいたします。

○議長（井上光三君）

それでは、地方自治法第107条第1項の規定により臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加議事日程を書記に配布させます。

(書記 追加議事日程1 配布)

○議長（井上光三君）

追加日程第1 副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条第1項の規定により、青柳光仁君が除斥の適用になりますので、青柳光仁君の退場を求めます。

(青柳光仁君 退場)

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（依田正紀君）

それでは朗読させていただきます。

辞職願 この度一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出
ます。

令和6年4月19日 富士川町議会副議長 青柳光仁 富士川町議会議長堀口春美殿

○議長（井上光三君）

お諮りします。

青柳光仁君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、青柳光仁君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

青柳光仁君の入場を許可します。

青柳光仁君の副議長の辞職を許可することに決定したことを告知します。

ここで青柳光仁君に副議長退任のあいさつをお願いします。

○副議長（青柳光仁君）

辞職願にありますとおり、一身上の都合により議長に辞職を願い出しました。

2年間ではありましたが、副議長としてまず議長を支えること、議会の調整役
となること、というような気持ちを持ちまして、努めてまいりました。2年間の中には
自分の思いを少しおろして、なんていうんですか、議会に対応したときもありました。
でも最初から考えておったように、議員の皆さんもそうですし、役場の幹部職員もそう
であるように、私の目線は常に町民の方へ向くように努めてまいりました。

副議長の辞任を認めていただきまして、一議員となるわけですがけれども、これからも
あの目線だけは町民の方へ向けて議会活動に邁進していきたいと思っておりますので、どうぞ
よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（井上光三君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙
を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、
直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加議事日程を書記に配布させます。

（書記 追加議事日程2 配布）

○議長（井上光三君）

追加日程第2 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名推選することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

○議長 (井上光三君)

副議長に秋山仁君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した、秋山仁君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した秋山仁君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました秋山仁君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を行います。

ここで秋山仁君に副議長就任のあいさつをお願いします。

○副議長 (秋山仁君)

議員の皆様よりご推挙により、副議長に就任しました秋山仁です。改めてその使命の大きさと、職責の重大さを痛感しております。今後、議長の補佐役として、町政の推進および議会の公正かつ円滑な運営に努めてまいりたいと思います。

皆様におかれましては、一層のご指導ご鞭撻を受け賜りますようお願い申し上げ、就任のごあいさつといたします。

○議長 (井上光三君)

ここで議長を交代します。秋山副議長、議長席にお着きください。

○副議長 (秋山仁君)

これより議長の職務を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副議長 (秋山仁君)

日程第5 常任委員の選任についてを議題とします。

委員名簿配布のため、暫時休憩します。

(書記 委員名簿 配布)

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○副議長（秋山仁君）

休憩を解いて再開します。

お諮りします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり、それぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員はただいま指名したとおり選任することに決定しました。

それでは、選任されました各常任委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれ正副委員長の互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時41分

○副議長（秋山仁君）

休憩を解いて再開します。

先ほど常任委員が決定しましたが、堀内春美議長から、議長は公平指導の立場にあり、かつ運営上中立性を保持するものであり、職責を完全に遂行するため、常任委員を辞退したい旨の申し出の連絡がありました。

お諮りします。

本件は申し出のとおり、辞退を許可することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、堀内春美議長の常任委員辞退を許可することに決定しました。

それでは、休憩中に各常任委員会を開き、正副委員長の互選を行いましたので、議長から報告します。

ひとつくり常任委員会委員長に宇田川美恵さん、同副委員長に依田誠司君

まちづくり常任委員会委員長に小林和良君、同副委員長に青柳光仁君

広報常任委員会委員長に深澤一幸君、同副委員長に神田雅也君

がそれぞれ互選されました。

○副議長（秋山仁君）

日程第6 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員名簿配布のため、暫時休憩します。

（書記 委員名簿 配布）

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○副議長（秋山仁君）

休憩を解いて再開します。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項により、お手元に配布しました名簿のとおり、指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配布しました名簿のとおり、選任することに決定しました。それでは、選任されました議会運営委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

○副議長（秋山仁君）

休憩を解いて再開します。

休憩中委員会を開き、正副委員長の互選を行いましたので、議長から報告します。

議会運営委員会委員長に青柳光仁君、同副委員長に秋山仁が互選されました。

なお、休憩中に各常任委員会および議会運営委員会から、閉会中の継続調査の申出がありましたので、日程に追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会および議会運営委員会からの継続調査申出の件を追加日程第3、第4、第5として議題とすることに決定しました。

追加議事日程および閉会中の継続調査申出書を書記に配布させます。

（書記 追加議事日程3、4、5 配布）

○副議長（秋山仁君）

追加日程第3 ひとつくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

追加日程第4 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上の3議案は、閉会中の継続調査案でありますので、一括して議題とします。

ひとつくり常任委員長、まちづくり常任委員長、および議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配布しました、申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○副議長（秋山仁君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議を閉じます。

皆様には、お忙しいところ大変ご苦勞様でした。

令和6年第2回富士川町議会臨時議会を閉会します。

ご起立願います。「相互に礼」ご苦勞様でした。

閉会 午前10時51分